

## 土地改良長期計画関係条文

関係条文

<p>土地改良法</p>	<p>土地改良法施行令</p>	<p>土地改良法施行規則</p>
<p>第一章の二 土地改良長期計画  <b>第四条の二</b>（作成）          農林水産大臣は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、土地改良事業に関する長期の計画（以下「土地改良長期計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。          2 土地改良長期計画においては、農林水産省令で定める土地改良事業の種別ごとに、計画期間に係る土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。          3 土地改良長期計画は、計画期間に係る農業生産の選択的拡大、農業の生産性の向上及び農業総生産の増大の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善の方向に即し、かつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するように定めるものとする。          4 農林水産大臣は、第一項の規定により土地改良長期計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。          5 農林水産大臣は、土地改良長期計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。  <b>第四条の三</b>（改定）          土地改良長期計画は、農業事情等の変動があつたため必要があるときは、改定することができる。          2 前項の規定による土地改良長期計画の改定については、前条第一項、第四項及び第五項の規定を準用する。  <b>第四条の四</b>（実施）          国は、土地改良長期計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p><b>第一条の八</b>（土地改良長期計画）          法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。</p>	<p><b>第五条の二</b>（土地改良長期計画を定める土地改良事業の種別）          法第四条の二第二項の農林水産省令で定める土地改良事業の種別は、次に掲げるものとする。          一 農用地の利用上必要な農業用排水施設          二 農用地の利用上必要な農業用排水施設（前号に掲げるものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、及び農用地の新設、管理及び変更、及び農用地の改良のため必要な事業          三 農用地の改良のため必要な事業</p>

（注） 施行令・施行規則は、平成15年9月25日の改正以降のものである。

## 土地改良法施行令の一部を改正する政令の概要

### I 趣 旨

- 1 土地改良長期計画は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、計画期間に係る事業目標等を定めているが、近年の農業情勢や経済社会情勢の急速な変化の中にあつて、現在の10年の計画期間では計画と前提となる整備状況や農業情勢の実態との間にかい離が生じるおそれが増大している。
- 2 このため、一層の効果的・効率的な公共事業の執行に資する観点から、現在の計画期間を短縮する必要がある。

### II 改正の内容

- ・ 土地改良長期計画の計画期間の短縮（第1条の8関係）  
土地改良長期計画の計画期間を10年から5年に改める。

### III 施行期日

公布の日（平成15年9月25日）から施行する。

土地改良法施行令の一部を改正する政令案新 対 条文  
 土地改良法施行令（二 四年政令第二 五号）

（注） は改正部分をす。

<p>改正案</p>	<p>（土地改良長期計画）                  第一条の 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、五年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。</p> <p>1 31 ( ) 則</p>
<p>現行</p>	<p>（土地改良長期計画）                  第一条の 法第四条の二第一項の土地改良長期計画は、年を一期として定めるものとし、その改定は、当該計画期間の範囲内においてするものとする。</p> <p>1 31 ( ) 則</p> <p>32 政構造改 の 進に関する 別措置法（平成 年法 第号）の施行の日をその計画期間に 法 第四条の二第一項の土地改良長期計画についての第一条の の規定の適用については、条中 「年」とあるのは、「四年」とする。</p>

# 土地改良法施行規則の一部を改正する省令の概要

## I 趣 旨

- 1 土地改良長期計画は、土地改良事業の計画的な実施に資するため、土地改良事業の種別ごとに計画期間に係る事業目標等を定めているが、近年の農業情勢の変化や土地改良事業の進展の中にあつて、現在の事業種別の区分は、より適切かつ効果的な目標等の設定という観点からみて、実態に的確に対応していないおそれがある。
- 2 このため、一層の効果的・効率的な公共事業の執行に資する観点から、土地改良長期計画の見直しの一環として、計画上の事業種別を変更する必要がある。

## II 改正の内容

・土地改良長期計画を定める土地改良事業の種別の一部統合（第5条の2）  
近年の事業実施状況等にかんがみ、農用地造成及び埋立・干拓の区分を区画整理等農用地の改良のため必要な事業の区分に統合する。

## III 施行期日

公布の日（平成15年9月25日）から施行する。

土地改良法施行規則の一部を改正する省令案 新 対 表

土地改良法施行規則（二 四年農林省令第 五号）（ ）

部は改正部分

改 正 案	現 行
<p>（土地改良長期計画を定める土地改良事業の種別）</p> <p>第五条の二 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める土地改良事業の種別は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なもの の新設、管理及び変更</p> <p>二 農用地の利用上必要な農業用排水施設（前号に掲げるものを除く。）及び農業用道路の新設、管理及び変更、区画整理、農用地の造成、埋立て及び干拓その他農用地の改良のため必要な事業</p> <p>三 農用地の保全のため必要な事業</p>	<p>（土地改良長期計画を定める土地改良事業の種別）</p> <p>第五条の二 法第四条の二第二項の農林水産省令で定める土地改良事業の種別は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 農用地の利用上必要な農業用排水施設で基幹的なもの の新設及び変更</p> <p>二 農用地の利用上必要な農業用排水施設（前号に掲げるものを除く。）及び農業用道路の新設及び変更、区画整理その他農用地の改良のため必要な事業</p> <p>三 農用地の保全のため必要な事業</p> <p>四 農用地の造成並びに埋立て及び干拓</p>